

大田区老人いこいの家条例（昭和44年条例第39号）新旧対照表

新				旧			
○大田区老人いこいの家条例 昭和44年11月28日 条例第39号				○大田区老人いこいの家条例 昭和44年11月28日 条例第39号			
別表第1（第2条関係）（略）				別表第1（第2条関係）（略）			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
名称		施設名		名称		施設名	
<u>大森東老人いこいの家</u>		集会室		<u>(新設)</u>			
山王高齢者センター		集会室		山王高齢者センター		集会室	
仲池上老人いこいの家～仲六郷老人いこいの家（略）				仲池上老人いこいの家～仲六郷老人いこいの家（略）			
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
名称	施設名	区分	使用料	名称	施設名	区分	使用料
大森中老人いこいの家	広間	夜間	1,700円	大森中老人いこいの家	広間	夜間	1,700円
	第一静養室	夜間	560円		第一静養室	夜間	560円
	第二静養室				第二静養室		
大森東老人いこいの家	静養室	夜間	1,040円	大森東老人いこいの家	静養室	夜間	1,040円
	<u>集会室</u>	<u>午前</u>	<u>1,500円</u>		<u>(新設)</u>		
		<u>午後</u>	<u>1,800円</u>				
		<u>夜間</u>	<u>2,100円</u>				
入新井老人いこいの家	広間	夜間	1,700円	入新井老人いこいの家	広間	夜間	1,700円
	第一静養室	夜間	640円		第一静養室	夜間	640円
	第二静養室	夜間	760円		第二静養室	夜間	760円
山王高齢者センター～本蒲田老人いこいの家（略）				山王高齢者センター～本蒲田老人いこいの家（略）			
備考（略）				備考（略）			
付 則							
この条例は、令和4年4月1日から施行する。							